



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- 942 特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活課)
- 943 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請
(")
- 944 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 945 " (")
- 946 生活保護法による医療機関の指定(")
- 947 " (")
- 948 " (")
- 949 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の
指定 (障害福祉課)
- 950 " (")
- 951 保安林予定森林 (森林整備課)
- 952 " (")
- 953 新道路の供用開始等 (道路保全課)
- 954 道路の区域変更 (")
- 955 新道路の供用開始等 (")
- 956 道路の区域変更 (")
- 957 新道路の供用開始等 (")
- 958 道路の区域変更 (")
- 959 新道路の供用開始等 (")
- 960 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
(砂防課)
- 961 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 962 " (")
- 963 港湾施設の概要 (港湾空港振興課)

○ 教育委員会告示

- 6 平成22年度和歌山県立中学校生徒の募集定員

○ 選挙管理委員会告示

- *63 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)
- 軽油引取税免税証の無効 (")
- " (")
- " (")

○ 正誤

- 平成21年7月31日付け和歌山県報第2083号和歌山県告示第921号中

平成21年7月31日付け和歌山県報第2083号入札公告中

告 示

和歌山県告示第942号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年9月21日まで縦覧に供する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成21年7月21日

2 名称

特定非営利活動法人紀の國ドルフィン倶楽部

3 代表者の氏名

本多弘義

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市中筋日延389番地の43

5 従たる事務所の所在地

和歌山市畑屋敷千体仏丁17番地 馬鈴署館ビル201号

6 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを通して心身ケアするとともに障害者(児)・高齢者等とその家族が、社会に参加する事を目的に創意工夫して多様な福祉サービスを行い自立した生活を営める様に支援する事を目的とする。

和歌山県告示第943号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年9月30日まで縦覧に供する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成21年7月30日

2 名称

特定非営利活動法人キャリア・ファシリテーター協会

3 代表者の氏名
吉岡恭子

4 主たる事務所の所在地
和歌山市神前37番地の2

5 定款に記載された目的
この法人は、若年者から高齢者を含む職業社会での問題を抱える人々に対して、メンタルヘルス対策、キャリア形成支援、能力開発支援、チャレンジ支援、インターンシップ支援、仕事と家庭の両立支援、起業支援等に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと職業社会が抱える問題解決や雇用の促進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第944号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
伊医 53-50	伊都地方休日急患診療所	橋本市高野口町名古曾927番地の3	平成 19.3.31

和歌山県告示第945号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西歯 27-54	川端歯科医院	東牟婁郡串本町串本1734-7	平成 21.4.9

和歌山県告示第946号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
和歌山県薬剤師会 おくすりセンター薬局	和歌山市本町2丁目1番地 5F	フォルテワジマ 橋本善晴	平成 21.8.1

和歌山県告示第950号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項

次のとおり告示する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋医 99-21	伊都地方休日急患診療所	橋本市高野口町名古曾927番地の3	平成 19.4.1

和歌山県告示第947号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
東歯 33-21	川端歯科医院	東牟婁郡串本町串本1734-6	平成 21.4.10

和歌山県告示第948号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
岩歯 2-21	もりもと歯科	岩出市山田4-7	平成 21.7.10

和歌山県告示第949号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定

に基づき公示する。
平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
公立那賀病院	紀の川市打田1282	整形外科に関する医療	木下裕文	平成 21.8.1

和歌山県告示第951号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字柿畷1043の5、1049

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柿畷1049(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第953号

平成21年和歌山県告示第43号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年8月14日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第954号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市学文路字幡天神1244番3地先から同市学文路字幡天神1309番地先まで	旧	3.36 } 6.54	40.00	
同上	新	3.73 } 9.89	40.00	

和歌山県告示第952号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字和田351の1・351の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、351の10、351の11・351の12(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

和歌山県告示第955号

平成21年和歌山県告示第954号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年8月14日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第956号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野天川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡高野町大字南字瀧ノ尾264番67地内	旧	9.85) 19.55	34.50	
同上	新	11.73) 19.55	34.50	

和歌山県告示第957号

平成21年和歌山県告示第956号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年8月14日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第958号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町大字周参見字佛坂1034番1地先から同町大字周参見字佛坂1054番1地先まで	旧	5.90) 10.70	184.60	
同上	新	7.70) 12.80	184.60	

和歌山県告示第959号

平成21年和歌山県告示第958号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年8月14日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第960号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

田辺市龍神村小家、龍神村湯ノ又、龍神村甲斐ノ川、龍神村宮代及び龍神村殿原地区

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
芝垣内1(I-1116)、崎平(I-1119)、菅(I-1120)、丸滝(I-1121)、小森1(I-1125)、龍(I-1137)、方栗・本村(I-1142)、桑ノ木(I-1145)、滝頭1(I-1150)、小森(I-1166)、長沢(I-1168)、湯ノ又国戸1(I-4022)、湯ノ又龍(I-4023)、湯ノ又国戸2(I-4024)、小家小森(I-4025)、小家小家坂(I-4032)、宮代細原(I-4034)、宮代上小園(I-4035)、殿原小森(I-4047)、龍(1)・龍(2)(II-4575)、小家丸滝1(II-4586)、小家丸滝2(II-4588)、小家丸滝3(II-4589)、小家丸滝4(II-4590)、小家丸滝5(II-4591)、小家丸滝6(II-4593)、小家小家坂2(II-4596)、小家菅(II-4599)、小家小家谷口1(II-4613)、小家谷口(1)・小家谷口(2)(II-4618)、小家小家谷口2(II-4624)、甲斐ノ川方栗1(II-4660)、甲斐ノ川方栗2(II-4661)、甲斐ノ川方栗3(II-4664)、殿原小森2(II-4689)、殿原長沢(II-4690)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- 4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第961号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者所名 申住氏	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3061	有田市辻堂字西瀬428番1の一部、428番3の一部	和歌山市堀止東一丁目1番18号 ハイコート住販株式会社 代表取締役 古川源一郎	平成21.8.4	5.00	35.00

和歌山県告示第962号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年8月14日

和歌山下津港港湾施設

種類	名 称	位 置	数 量
港湾施設用地	北港沖港湾施設用地	和歌山市湊字浜の坪2675番43、2675番44及び2675番45	298,683平方メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え付ける。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第6号

平成22年度和歌山県立中学校の生徒の募集定員を次のように定めた。

平成21年8月14日

和歌山県教育委員会委員長 湯川 力

和歌山県立中学校の生徒の募集定員は、次のとおりとする。

学 校 名	学級数	定 員
和歌山県立古佐田丘中学校	2	80
和歌山県立向陽中学校	2	80
和歌山県立桐蔭中学校	2	80
和歌山県立日高高等学校附属中学校	2	80
和歌山県立田辺中学校	2	80

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第63号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者所名 申住氏	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3041	岩出市金池字枇杷野349番の一部、350番の一部、364番2の一部、364番6の一部	和歌山市太田540番地の6 オリンピックホーム株式会社 代表取締役 東行男	平成21.8.6	6.00	102.90

和歌山県告示第963号

県が管理する港湾施設を、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

平成21年8月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

第2項の表中 「特別養護老人ホーム わかやま苑」 和歌山市屋形

町一丁目39-2 を 「特別養護老人ホーム わかやま苑 和歌山市
社会福祉法人弘心会 和歌山市
特別養護老人ホーム ほうらい苑 和歌山市
ヒューマンライフ六十谷 和歌山市

屋形町一丁目39-2 新和歌浦2番9号 六十谷417-2 に改める。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成21年7月1日以降無効とする。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
漁船以外の船舶	和歌山県 第802833号	平成20年4月15日から 平成22年4月14日まで	田辺市磯間24-31 池上誠	紀南県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成21年5月12日以降無効とする。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	林業	8017827 } 8017841	15枚	平成21年5月1日から 平成21年7月31日まで	紀南県税事務所	平成21年5月12日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成21年7月1日以降無効とする。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公 告

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	漁船以外の 船舶	8008524 } 8008529	6枚	平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで	紀南県税事務所	平成21年7月1日
10リットル券		8008530 } 8008567	38枚			

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成21年7月9日以降無効とする。

平成21年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公 告

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
500リットル券	船舶	1023841 } 1023842	2枚	平成21年4月3日から 平成21年7月2日まで	和歌山県税事務所	平成21年7月9日
100リットル券		1023845 } 1023850	6枚			

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

正 誤

正 誤

平成21年7月31日付け和歌山県報第2083号和歌山県告示第921号中

ページ	段	行目	誤	正
12	左	上から8	平成20年	平成21年

正 誤

平成21年7月31日付け和歌山県報第2083号入札公告中

ページ	段	行目	誤	正
19	左	下から3	平成21年3月31日	平成22年3月31日
20	右	上から20	10の(1)	6の(1)